

## 【見直し事項】

①電子メールによる解除の効力発生を発信時とする明文規定が欠けている。

- ・現行法9条2項：「書面を發した時に効力を生じる。」⇒発信主義
  - ・改正法案9条2項：「①書面を發した時、②電磁的記録を媒体に記録して發送した時に、効力を生じる。」⇒発信主義を維持
- ⇒「電磁的記録を電磁的方法で発信した場合」（電子メール・SNS）は、特商法に規定がない。

⇒特別法に規定がなければ、民法の原則によるのが文理解釈の原則。

- ・民法97条1項：「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」
- ・そうすると、例えば、申込者等がクーリング・オフの行使期間内に電子メールで解除の通知を発信したが、事業者のメールサーバーがプロバイダー側の原因により期間内に到達しない場合は、クーリング・オフの効果が発生しないことになってしまう。

- ・消費者庁の答弁（衆議院令和3年4月27日消費者問題特別委員会）

「電子メールは発信と同時に到達して効力が生じるものであり」、「クーリング・オフは電子メールの送信をもってその効力が発生する」

⇒この解釈自体は維持すべきであるが、

「クーリング・オフは発信日に効力が生じる」という効果は、特商法に明文規定があるからであって、電磁的方法の場合に条文根拠が欠けると消費者庁の答弁どおり維持されるか不安定となる。

⇒民法であれば「類推適用」で対処できるが、悪質商法対策の行政規制も併存する特商法では明文規定が必要である。

改正法案の規定のままでは、悪質業者が「クーリング・オフのメールが期間内に届いていないから解除の効力を認めない」という解釈論を主張して対立するおそれが強い。一般消費者はこの段階で諦めてしまう。

⇒消費者庁の解釈を確実にするために、条文上も確認的に規定すべきである。

修正案9条2項：「書面または電磁的記録を發した時に効力を生じる。」

2021年5月13日 消費者問題に関する特別委員会

立憲民主党・無所属 尾辻 かな子

出典：弁護士 池本 誠司氏 2021年5月11日 参考人資料

（赤の下線は尾辻事務所による）

# 隔地者間の契約の成立時期の見直し

## (現行法)

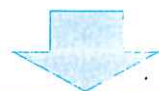
隔地者間の契約に関しては、「**発信主義**」(承諾通知を発信した時に契約が成立)を採用(現 § 526 I)。

※ 意思表示は相手方に到達した時に効力を生ずるとの**到達主義**(現 § 97 I)の例外。取引の迅速性を考慮。承諾者が早めに履行の準備を行うことを可能にする。

## (問題の所在)

- 承諾通知の発信時に契約が成立すると、申込者が知らない間に履行遅滞に陥るおそれがあるなど、申込者が不測の損害を被るおそれがある。
- 当事者が迅速な契約の成立を望むのであればメール等を使えばよく、迅速な通信手段のある今日では例外規定を置く必要性に乏しい。

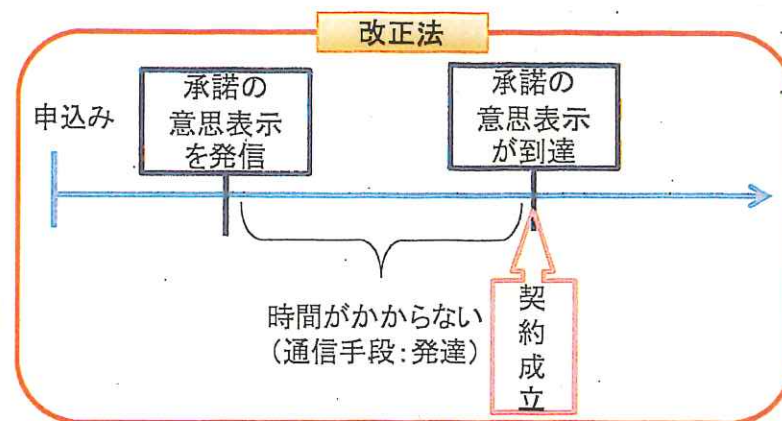
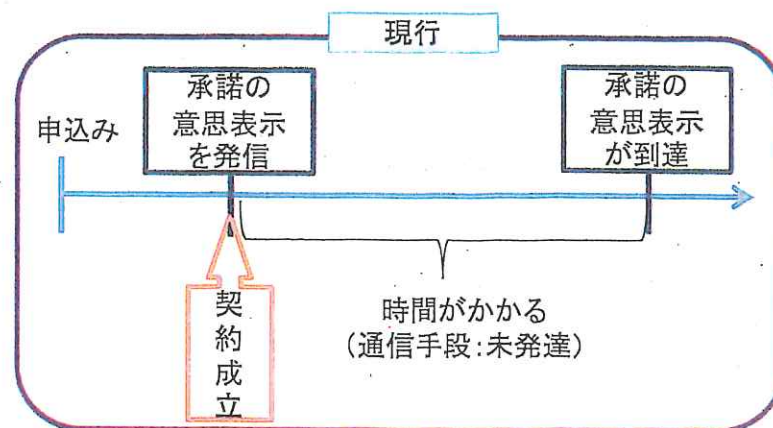
※既にインターネット上の取引においては、発信主義ではなく、到達主義を採用(電子消費者契約法)。



## (改正法の内容)

現 § 526 I を削除

→ 隔地者間の場合でも、承諾の意思表示が相手方に到達した時に効力が発生(現 § 97 I が適用される。)



## 第 193 回国会 参議院法務委員会会議録第 14 号

○糸数慶子君 隔地者間の契約の成立に関しては、二〇〇一年に成立した電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、この第四条において既に、隔地者間の契約における電子承諾通知については民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定の適用を排除して到達主義を採用しています。今回の改正によって発信主義を廃止するため、この特例法も第四条が削除され、題名も変更になります。しかし、幾ら通信手段が発達しても、いわゆる対話者間、つまり両当事者が直接相対している場合、電話で話している場合と電子メールでやり取りをする場合とは若干違いがあると思います。

特例法制定時の国会における議論でも、サーバートラブルでメールが届かない場合は裁判によって個々の事情によって判断する旨の答弁がありました。サーバートラブルでメールが届かないことは現在でもあり得るわけですが、その場合はどのような処理になるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(小川秀樹君) 現行法は隔地者に対していたしました意思表示について、原則としてその意思表示が相手方に到達したときに効力を生ずるものとし、例外的に承諾の通知について、通知を発したときに契約が成立するという特則を設けております。これが九十七条一項と発信主義を定めました五百二十六条一項の関係でございます。

意思表示の到達とは、意思表示が相手方の了知可能な状態に置かれることをいうとされております。ここでいう了知可能な状態とは、画一的に判断されるのではなく、個別の事案の事実関係に即して判断される一種の規範的な概念ということが言えようかと思えます。

もっとも、電子的手段による意思表示によって契約がされる場合については、現在でも御指摘ありました電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律によって民法の特例が設けられており、ここでは承諾の通知についても到達主義が採用されております。

そして、その到達時期については、最終的にはこれは個別の事案ごとの判断となるわけですが、やや抽象化した事案で一例を申し上げますと、電子メールにより意思表示がされた場合には、当該電子メールが相手方の通常使用するメールサーバーの中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時点であるなどと解されているものと承知しております。この解釈を前提といたしますと、サーバーのトラブルなどによって当該電子メールが相手方の通常使用するメールサーバー中のメールボックスに読み取り可能な状態で記録される前の時点では意思表示が到達したとは言えないため、その意思表示は効力を生じないことになると考えられます。

なお、改正法案におきましては承諾の通知についてもその意思表示が相手方に到達したときに効力を生ずるものとしていることに伴いまして、整備法案におきましては先ほど申し上げました電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律第四条は削除することとしております。これが整備法案二百九十八条の規定でございます。

2021年5月13日 消費者問題に関する特別委員会 立憲民主党・無所属 尾辻 かな子

出典：第193回国会 参議院 法務委員会会議録第14号 平成29年5月25日より抜粋

(赤の下線は尾辻事務所による)

## Q118

隔地者間の契約についても到達主義によることとした理由は、どのようなものか。(旧法第526条等関係)。

### 1 旧法の規定

A 旧法は、隔地者に対してした意思表示について、原則として、その意思表示が相手方に到達した時に効力を生ずるものとしていた(旧法第97条第1項)。しかし、隔地者間の契約については、意思表示の到達に時間がかかるため、早期に契約を成立させ承諾者にその履行の準備を開始させる必要があることを考慮して、契約の申込みを受けた者が承諾の通知を発した時に契約が成立するなどとする発信主義を定めていた(旧法第526条第1項)。

### 2 改正の理由

もっとも、発信主義は取引の迅速性の要請は充たすものの、承諾の通知の発信時に契約を成立させる結果、仮に何らかの理由で承諾の通知が申込者に到達しない場合にも、契約が成立するため、申込者は不測の損害を被るおそれがある。また、高度な通信手段が整備された現代社会においては、隔地者間の取引であっても通知が迅速・確実に相手方に到達することが見込まれる上、当事者が迅速な契約の成立を望むのであれば、電話や電子メール等の様々な手段を用いることが可能となっていることから、あえて隔地者間であることに着目した特例を設ける必要性は乏しい(注1)。

### 3 到達主義の採用

そこで、新法においては、発信主義を定めた規定(旧法第526条)を削除して、承諾の通知が申込者に到達した時点で契約が成立するとしている(新法第97条第1項参照)。

なお、申込者の申込みの撤回(撤回が可能であるかどうかについては、新法第523条及び第525条参照)と相手方の承諾とが行われた場合における契約の成否は、到達主義の原則(新法第97条第1項参照)の下で、申込みの撤回の通知と承諾の通知のどちらが先に相手方に到達したかによって決まることになる(注2)。

(注1) 旧法の下でも、電子的手段による意思表示によって契約がされる場合については、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」(平成13年法律第95号)第4条に民法の特例が設けられており、到達主義が採用されていた。なお、この規定は、発信主義を定めた規定(旧法第526条第1項)の削除に伴い、整備法において削除している(法律名は、「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」に変更されている)。

(注2) 旧法第522条は、承諾の通知の発信により契約が成立したと考える承諾者の信頼を保護するために、承諾の期間を定めた申込みに対して、その期間内に到達するように承諾の通知を発信したが、延着してしまった場合における申込者の通知義務等を定めていた。しかし、旧法第526条第1項を削除することに加え、他の意思表示と区別して、契約の申込みに対する承諾についてのみ、延着についての規定を設け、申込者に延着のリスクの一部を負わせる必要性に乏しいことから、新法においては、この規定を単純に削除している。

また、旧法第527条は、旧法第526条第1項を前提に、相手方が承諾の通知を発信する前に到達するように申込者が申込みの撤回の通知を発信したが、その通知が延着したことにより、承諾の通知の発信後に到達した場合における承諾者の通知義務等を定めていた。しかし、これも、特別な規定を設ける必要性に乏しいため、新法においてはこの規定を単純に削除している。

2021年5月13日 消費者問題に関する特別委員会

立憲民主党・無所属 尾辻 かな子

出典：一問一答 民法(債権関係改正)2020年2月10日

編著者 筒井健夫 村松秀樹 発行所(株)商事法務

(赤の下線は尾辻事務所による)